

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

介護保険制度がスタートしてから 10 年経過しましたが、介護現場では深刻な問題が山積しています。特に特別養護老人ホームの入所待機者は 42 万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担など、憂慮すべき状況にあります。

今、介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして介護事業者及び介護現場で働いている方々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がってきています。

15 年後の平成 37 年（2025 年）には 65 歳以上の高齢者人口がピークを迎えると言われており、今後さらに進展する超高齢社会を見据え、安心して老後を暮らせる社会の実現をめざすためには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなどをしていく必要があります。

そのためには、平成 24 年（2012 年）に行われる介護保険制度改正では、抜本的な制度設計の見直しが不可欠です。

よって、政府におかれては、介護保険制度の抜本的な基盤整備をすべく、特に次の点について早急な取り組みを行うよう、強く要望します。

1. 平成 37 年までに介護施設の待機者解消をめざすこと。そのため、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の介護 3 施設を倍増させ、有料老人ホーム、ケアハウスなどの特定施設やグループホームを 3 倍増にすること。
2. 在宅介護への支援を強化するため、24 時間 365 日訪問介護サービスへ大幅な拡充を行うほか、家族介護が休息をとれるようルスバイト（休息）事業を大幅に拡大すること。
3. 煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続き及び要介護認定審査を簡素化し、すぐに使える制度に転換すること。
4. 介護従事者の大幅給与アップなどの待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行うこと。
5. 介護保険料の 1 号保険料は、現在、月額 4,160 円だが、このままいけば平成 37 年には 6,300 円を超えると予測され、介護保険料の上限が高くなりすぎないように抑制するため、公費負担割合を 5 割から当面 6 割に引き上げ、平成 37 年には介護保険の 3 分の 2 を公費負担でまかなうこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 25 日

広島県庄原市議会